

渋谷区中小企業事業資金融資取扱金融機関一覧

銀行名	支店名	住所	TEL
みずほ銀行	広尾支店	港区南麻布 5-1 5-1 9	法人営業 オフィス (6631)9544 にて 承ります。
	新宿中央支店	新宿区新宿 3-4-1	
	新宿南口支店	新宿区西新宿 1-2 5-1	
	笹塚支店	渋谷区笹塚 1-5 7-7	
	渋谷中央支店	渋谷区宇田川町 2-3-3	
	恵比寿支店	渋谷区恵比寿 1-2 0-2 2	
	新宿新都心支店	新宿区西新宿 1-2 5-1	
	渋谷支店	渋谷区渋谷 1-2 4-1 6	
	青山支店	港区北青山 3-5-2 7	
	新宿支店	新宿区新宿 3-2 5-1	
新宿西口支店	新宿区西新宿 1-2 5-1		
三菱UFJ銀行	新宿通支店	新宿区新宿 3-3 0-1 8	(3352) 4111
	渋谷支店	渋谷区道玄坂 1-3-2	(3463) 1811
	笹塚支店	渋谷区笹塚 1-5 5-2	(3376) 5141
	新宿新都心支店	新宿区西新宿 1-6-1	(3342) 3251
	新宿支店	新宿区新宿 3-3 0-1 8	(3341) 9181
	渋谷中央支店	渋谷区道玄坂 1-3-2	(3463) 2121
	渋谷明治通支店	渋谷区道玄坂 1-3-2	(3463) 1877
原宿支店	港区北青山 3-6-1	(3409) 7080	
西新宿支店	新宿区西新宿 1-6-1	(3346) 2731	
三井住友銀行	渋谷駅前支店	渋谷区道玄坂 1-2-3	0570 (046) 760
	渋谷支店	渋谷区道玄坂 1-2-3	
	恵比寿支店	渋谷区恵比寿南 1-1-1	
	幡ヶ谷支店	渋谷区幡ヶ谷 1-3-9	
	笹塚支店	渋谷区幡ヶ谷 1-3-9	
りそな銀行	新宿支店	新宿区西新宿 6-1 2-1	(3356) 3231
	渋谷支店	渋谷区渋谷 2-1 7-1 8階	(3498) 3211
	中目黒支店	目黒区上目黒 3-2-3	(3713) 2111
	新都心営業部	新宿区西新宿 6-1 2-1	(5323) 3351
きらぼし銀行	渋谷中央支店 ※1	渋谷区宇田川町 3-3-7	(6416) 9512
	代々木支店 ※2	渋谷区初台 1-5 2-1	(6258) 1895
	渋谷支店 ※1	渋谷区宇田川町 3-3-7	(6416) 9512
	笹塚支店 ※2	渋谷区笹塚 2-1 5-2	(6258) 1895
	幡ヶ谷支店 ※2	渋谷区笹塚 2-1 5-2	(6258) 1895
	青山通支店 ※1	渋谷区宇田川町 3-3-7	(6416) 9512
原宿支店 ※3	港区南青山 3-1 0-4 3	(6447) 5760	
北陸銀行	新宿支店	新宿区西新宿 7-2 0-3	(5389) 7111
	渋谷支店	渋谷区渋谷 3-1 0-1 3 8階	(3486) 5250
阿波銀行	代々木支店	渋谷区千駄ヶ谷 5-2 3-5 7階	(5315) 0664
東日本銀行	渋谷支店	渋谷区桜丘町 9-8	(3461) 6116
	初台支店	渋谷区本町 2-5-2	(3374) 9611

銀行名	支店名	住所	TEL
東日本銀行	東北沢支店	渋谷区桜丘町 9-8	(3461) 6116
	代田橋支店	渋谷区本町 2-5-2	(3374) 9611
興産信用金庫	代々木支店	渋谷区西原 3-7-7	(3467) 3321
さわやか信用金庫	渋谷支店	渋谷区東 2-1 7-1 4	(5485) 3710
	広尾白金支店	渋谷区恵比寿 3-4 6-7	(3444) 3710
	新宿西支店	渋谷区本町 3-4 3-3	(3376) 9111
	恵比寿駅前支店	渋谷区東 2-1 7-1 4	(5485) 3755
青山支店	港区南青山 5-1 1-5	(3400) 3710	
東京シティ信用金庫	中野支店	中野区本町 3-1 1-7	(3372) 5421
芝信用金庫	白金支店	港区白金 5-7-1 4	(3447) 2441
	恵比寿オフィス (法人営業センター) ※4	渋谷区広尾 1-3-1 8 広尾オフィスビル10階	(5422) 7632
西京信用金庫	本店営業部	新宿区新宿 4-3-2 0	(3356) 7111
	南中野支店	中野区弥生町 4-2 4-1	(3381) 8176
	原宿支店	渋谷区神宮前 2-3 2-3 2階	(6438) 9731
西武信用金庫	渋谷営業部	渋谷区宇田川町 3-5 2階	(6450) 5681
	千駄ヶ谷支店	渋谷区千駄ヶ谷 5-1 8-1 8	(3341) 4101
	恵比寿支店	渋谷区恵比寿西 1-2 0-2	(3461) 6106
	幡ヶ谷支店	渋谷区本町 4-3 6-5	(3376) 3321
	原宿支店	渋谷区神宮前 4-3 0-4 6階	(3479) 1111
	渋谷東支店	渋谷区東 1-2 5-4	(6712) 6840
城南信用金庫	渋谷支店	渋谷区渋谷 3-8-1 0	(3400) 6246
	青山支店	港区北青山 2-1 2-1 4	(3401) 2131
昭和信用金庫	えびす支店	渋谷区恵比寿 1-5-7	(3444) 4211
	池の上支店	世田谷区代沢 2-4 4-1 4	(3422) 3141
	笹塚支店	渋谷区笹塚 1-5 8-8 5階	(3328) 0151
城北信用金庫	渋谷支店	渋谷区円山町 2 8-3 3階	(6903) 0020
全東栄信用組合	渋谷本町支店	渋谷区本町 4-1 8-1	(3372) 5411
大東京信用組合	恵比寿支店	渋谷区恵比寿西 2-7-8	(3463) 0561
	青山支店	港区北青山 2-1 2-3 2	(3401) 0145
第一勧業信用組合	目黒支店	品川区上大崎 3-2-1	(3445) 0721
	千駄ヶ谷支店	渋谷区千駄ヶ谷 4-2 2-2	(3497) 9371

※1 渋谷中央支店、渋谷支店、青山通支店の融資相談については、渋谷支社が行っています。
 ※2 代々木支店、笹塚支店、幡ヶ谷支店の融資相談については、新宿支社が行っています。
 ※3 原宿支店の融資相談については、青山支社が行っています。
 ※4 恵比寿オフィスの融資事務については、法人営業センターが行っています。

◇信用保証料の補助

渋谷区のある制度と東京都の融資制度の両方の要件を満たす方は、東京信用保証協会の保証料について、東京都から保証料補助を受けることができます場合があります。

渋谷区	東京都	保証料補助
設備資金	設備融資「設備投資」	保証料の2/3補助
小口資金（一般・商店会）	小規模事業融資「小口」	保証料の1/2補助
低公害車特別資金	設備融資「設備投資」	保証料の2/3補助
事業承継支援資金	事業承継融資「事業承継一般」	保証料の2/3補助
創業支援資金	創業融資「創業」	保証料の2/3補助

◇利子補給

利子補給は年2回、6か月分をまとめて取扱金融機関に対して行います。ただし、下記のいずれかに該当した場合は、利子の補給を終了します。

- ①渋谷区外に転出したとき
 - ・法人の場合は、主たる事業所または本店の登記を区外に移したとき
 - ・個人事業主の場合は、主たる事業所または住所を区外に移したとき
- ②繰上返済をしたとき
- ③代位弁済を受けたとき
- ④事業を廃止したとき
- ⑤その他、渋谷区が不相当と認めたとき

◇信用保証協会とは

中小企業者が金融機関から事業資金を借るとき、中小企業者の保証人となって、その借入を容易にし、事業の健全な発展を助成する公益機関です。保証金額、年数に応じた保証料が必要です。保証料は各事業者によって異なります。

東京信用保証協会渋谷支店 渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5階 (5468) 0135

◇他の融資相談窓口

下記の機関でも中小企業事業資金融資を行っています。詳しくは下記へお問い合わせください。

- 東京都産業労働局金融部金融課 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階 (5320) 4877
- 東京商工会議所渋谷支部 渋谷区渋谷1-12-5 渋谷区立商工会館7階 (3406) 8141

日本政策金融公庫

■ 渋谷支店 国民生活事業(旧国民生活金融公庫) 渋谷区桜丘町3-2 渋谷サクラステージ SAKURA タワー 13階 0570-031502 <ナビダイヤル>

■ 新宿支店 中小企業事業(旧中小企業金融公庫) 新宿区西新宿1-14-9 7階～8階 (3343) 1261

◇関連機関連絡先

- 東京法務局 渋谷出張所 渋谷区宇田川町1-10 (3463) 7671
- 東京都渋谷都税事務所 渋谷区千駄ヶ谷4-3-15 東京都渋谷合同庁舎4～7階 (5422) 8780

令和8年度 渋谷区中小企業事業資金 融資あっせんののご案内

●お申込み・お問い合わせ 渋谷区役所 産業観光課 産業振興係 〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号 TEL (3463) 1762

中小企業事業資金融資制度とは

区内の中小企業のうち独自の信用力で融資を受けにくい方が事業経営の安定や設備の近代化等を図るときに、低利で事業資金の融資が受けられるよう、区が金融機関の協力により融資をあっせんする制度です。区では借入負担の軽減を図るため、利子の一部を補助いたします。

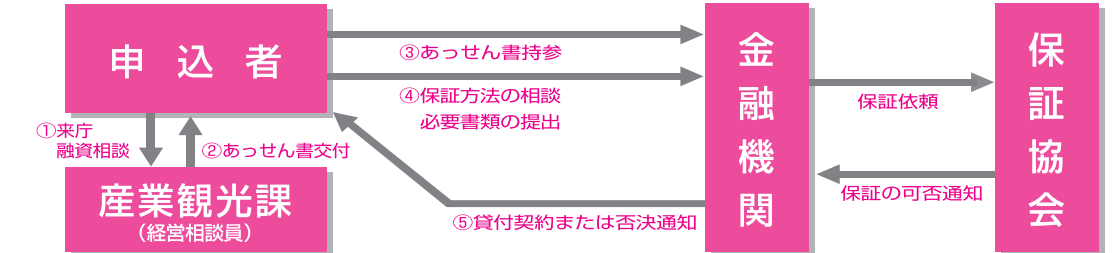
融資あっせんを受けられる企業

- 法人：区内に主たる事業所及び本店登記を有し、区内で同一事業を引き続き1年以上営んでいる事業者
- 個人：区内に主たる事業所または住所を有し、区内で同一事業を引き続き1年以上営んでいる事業者（区内在住1年以上の場合は区外の事業所でも可）
- 法人は法人住民税、個人は特別区民税を申込みの日までに、納付すべきものを完納していること。また、東京都による信用保証料補助を受ける場合は、事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。（いずれも完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない）
- 信用保証協会の保証対象業種であり、かつ許認可を要する業種にあっては許認可を受けていること。農業・漁業、風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、学校法人、宗教法人、非営利団体（NPO法人を除く）、LLP（有限責任事業組合）等は対象外となります。
- 渋谷区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者ではないこと。
- バーチャルオフィス（常時利用可能なデスクやスペースがなく、「登記のみ」「郵便物の受取のみ」で契約している事業実態のないオフィス）に法人登記をされている事業者につきましては、原則あっせんの対象外としていますが、渋谷区内に1年以上の事業実態がある場合は対象となることがあります。詳細は区ポータルをご確認ください。

融資あっせんの流れ

- ①融資相談 事前に相談日の予約をお願いします。(相談日当日は、必要書類をご持参ください。)
- ②あっせん書交付 融資相談後に融資あっせん可能な場合には、あっせん書を交付します。
- ③あっせん書持参 交付されたあっせん書を有効期限までに金融機関へご持参ください。
- ④金融機関での手続き あっせん先の金融機関があっせん書を受理後、あっせん先の金融機関で融資申込をしてください。保証については金融機関との協議により、信用保証協会の保証・連帯保証人・担保などの方法の中から決めてください。保証手続きが完了すると、申込者は金融機関との貸付契約を行い、貸付がうけられます。
- ⑤貸付または否決

※融資の実行可否は、最終的には金融機関や信用保証協会の審査結果によります。あっせん金額から減額されたり、融資自体が受けられないこともあります。




●**必要書類** 面談時には下記の資料を印刷してご持参ください。

法人	個人
①直近一期分の法人税確定申告書と決算書一式(勘定科目内訳書・法人事業概況説明書を含む)のコピー ※電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を添付 ※税務署の受付確認できない場合は、法人税の納税証明書(その2)を添付	①直近一年分(面談月が4月から6月までは直近二年分)の所得税確定申告書と決算書(青色)または収支内訳書(白色)のコピー ※電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を添付 ※税務署の受付確認できない場合は、所得税の納税証明書(その2)を添付
②登記簿謄本履歴事項全部証明書(原本) ※法務局で発行	②住民票(マイナンバーの記載のない原本)
③法人都民税納税証明書(原本) ※都税事務所が発行	③特別区民税納税証明書(原本) ※渋谷区で発行
④借入金がある場合には、借入金の明細書のコピー(借入先、借入年月日、借入残高、返済月額、返済期限及び信用保証協会の保証付きか否かがわかる書類)	
⑤設備の購入がある場合には、有効期限内の見積書のコピー ※宛名は、法人の場合は法人名、個人事業主の場合は屋号または個人名	
⑥許認可を要する業種にあっては、許認可を受けていることを証明する書類のコピー	
⑦レンタルオフィスやシェアオフィスやコワーキングスペースに法人登記または事業実態がある場合、使用契約書や賃貸借契約書のコピー(常時利用可能なデスクやスペースを現在(面談日)まで1年以上継続して利用していることがわかるもの)	
その他、以下の資金をお申し込みの場合は下記の書類もご提出ください。 【小口資金(商店会)】 商店会の加入を確認できる書類(直近の会費領収書など) 【低公害車特別資金】 自動車のカタログ(車種・型番などのわかるもの) ※対象車種は「あおぞらネットワーク」でご確認ください 【事業多角化転換資金】 事業多角化計画書 ※渋谷区ポータルからダウンロード可 【事業承継支援資金】 事業承継計画書 ※渋谷区ポータルからダウンロード可 ・上記の「承継計画」「事業計画」に記載した内容が確認できる書類のコピー(対象年度の決算報告書など) 【災害復旧資金】 渋谷区防災課発行の被災証明書	

創業支援資金の場合のみ 初回面談時には、**事業計画書**(任意の書式)を作成して持参してください。それ以外の必要書類については、面談時にご案内します。※確定申告をしている方は確定申告書控(貸借対照表・損益計算書を含む原本)を持参してください。

- ・登記簿謄本・住民票・納税証明書については、発効日より3か月以内のものを持参してください。
- ・法人都民税納税証明書については、上記決算書の決算期と一致するものを持参してください。
- ・特別区民税納税証明書については、面談月が4月から6月までは令和7年度分(令和6年1月～12月の所得)、面談月が7月から3月までは令和8年度分(令和7年1月～12月の所得)を持参してください。

●**融資あっせんを受けるには、経営相談員との面談が必要です。**

相談時間	毎週月曜～金曜 ※土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く (1コマ60分) 午前10時・11時・午後1時・2時・3時
相談場所	渋谷区役所 7F 産業観光課  ◀渋谷区ポータル
予約方法	融資相談は区ポータルからオンラインで予約してください。
事前予約制	※法人の場合は、代表取締役または経理担当の社員(創業支援資金を除く)の方が面談にお越しください。個人の場合は、本人による面談が原則ですが、やむを得ず本人以外の方が来庁する場合は、委任状と来庁する方の身分証明書が必要です。

令和8年度 渋谷区中小企業事業資金融資あっせん制度一覧(個別企業向)

(貸付利率は令和8年4月1日現在)

制度名	資金用途	融資限度額	貸付期間 (元金均等返済)	貸付利率(固定金利)			保証の方法	東京都による信用保証料補助	申込資格・申込条件等
				借受人負担	利子補給	名目利率			
運転資金 (注1)	運 転 (商品仕入れ、買掛金、支払手形の決済、人件費等の資金)	1,500万円以内	5年以内 (据え置き6か月を含む)月賦返済	%以内	%	%以内	金融機関との協議により、必要に応じて下記の方法の中から決めてください。	なし	なし
				1.2	0.5	1.7			
設備資金	設 備 (店舗改装、機械設備等)	2,000万円以内 ※	7年以内 (据え置き6か月を含む)月賦返済	1.2	0.5	1.7	金融機関との協議により、必要に応じて下記の方法の中から決めてください。	なし	渋谷区の「設備資金」と東京都の融資制度「設備投資」の要件を満たす場合には、東京都より保証料の2/3の補助が受けられます。 ※責任共有制度の対象外となる場合は、貸付期間「5年超7年以内」のみ連携できます。
				1.0	0.7	1.7			
小口資金	一般 (注1)	2,000万円以内	7年以内 (据え置き6か月を含む)月賦返済	1.0	0.7	1.7	金融機関との協議により、必要に応じて下記の方法の中から決めてください。	なし	小口零細企業保証制度(国の全国統一保証制度で責任共有制度対象外) ①本件融資を含めた保証付融資残高が2,000万円以下であること。 ②常時使用する従業員が、建設業・製造業・運輸業・不動産業・宿泊業・娯楽業等は20人以下、卸売業・小売業・飲食業・サービス業は5人以下の法人または個人。 ③特定非営利活動法人は対象になりません。 ④小口資金(商店会加入者)は、融資あっせん後も商店会に継続して加入する必要があります。また、資金使途は加入している商店会エリア内の事業に限ります。
	0.2			1.5	1.7				
借換資金	事業資金	既往債務+500万円以内	7年以内 (据え置き6か月を含む)月賦返済	1.2	0.5	1.7	・信用保証協会の保証 (※小口資金は必須)	なし	借換の対象となるのは、渋谷区制度融資の既往債務であり、かつ東京信用保証協会の保証付であっせん時に償還が5割以上済んでいるものに限りです。
低公害車特別資金	設 備	1,000万円以内 ※	7年以内 (据え置き6か月を含む)月賦返済	0.4	1.3	1.7	・連帯保証人 ・担保	なし	渋谷区の「低公害車特別資金」と東京都の融資制度「設備投資」の要件を満たす場合には、東京都より保証料の2/3の補助が受けられます。 ※責任共有制度の対象外となる場合は、貸付期間「5年超7年以内」のみ連携できます。
事業多角化転換資金 (注2)	運 転、設 備 (事業多角化転換に必要な運転・設備資金)	1,500万円以内 ※	7年以内 (据え置き6か月を含む)月賦返済	0.4	1.3	1.7		なし	業態転換・事業転換・事業多角化を図る事業について、具体的な計画を有するもの。 定義は下記のとおりとする。 業態転換：現在行っている事業を継続しつつ、事業の細分類が同一のまま、原材料、生産技術、用途、販路、機能、性能のいずれかが大幅に異なる取組を行うこと 事業転換：現在行っている事業を廃止・縮小し、新たな事業に取り組むこと 事業多角化：現在行っている事業を継続しつつ、新たな事業に取り組むこと ※「新たな事業」は、現在行っている事業と日本標準産業分類の細分類で異なるもの
事業承継支援資金 (注2)	運 転、設 備	2,000万円以内 ※	7年以内 (据え置き1年を含む)月賦返済	0.4	1.3	1.7		なし	渋谷区の「事業承継支援資金」と東京都の融資制度「事業承継一般」の要件を満たす場合には、東京都より保証料の2/3の補助が受けられます。 ※責任共有制度の対象外となる場合は、貸付期間「5年超7年以内」のみ連携できます。
災害復旧資	運 転、設 備	300万円以内	5年以内 (据え置き6か月を含む)月賦返済	0.1	1.6	1.7		なし	渋谷区防災課発行の被災証明書を受けたもの。 ※区長が指定した災害により、渋谷区内にある事業所が被災したものであること。
創業支援資金 (注2)	運 転、設 備 (創業前もしくは創業後1年未満の個人・中小企業が必要な運転・設備資金)	2,000万円以内 ※	7年以内 (据え置き1年を含む)月賦返済	0.1	1.6	1.7		なし	渋谷区の「創業支援資金」と東京都の融資制度「創業」の要件を満たす場合には、東京都より保証料の2/3の補助が受けられます。 ※責任共有制度の対象外となる場合は、貸付期間「5年超7年以内」のみ連携できます。

※設備資金…営業に供するための自家用自動車は、400万円を限度とする。(ただし、原則として建設業・運輸業の事業用車輛は除く。)
(注1) 同一制度名の融資を新たに申し込む場合、あっせん限度額内で既往債務と新規資金を一本化(借換)することができます。ただし、あっせん時に償還が5割以上済んでいるものが対象です。
既往債務は融資実行と同時に完済となりますので、事前に取扱金融機関にご相談ください。なお、区あっせん融資(東京信用保証協会の保証付)以外の資金を一本化(借換)することはできません。
(注2) 同一相談員(曜日固定)と複数回(3～5回程度)の継続面談が必要です。